

契約の締結に議会の議決を要する工事における 配置予定技術者の取扱いについて

契約の締結に議会の議決を要する工事（予定価格が5億円以上の工事）については、技術提案提出日から議会議決後の本契約日までの期間が長期にわたるため、技術者の専任配置に関する要件の取扱いを変更します。

●対象工事

- ・ 契約の締結に議会の議決を要する工事（予定価格5億円以上）

●取扱い

- ・ 技術者の専任配置にかかる要件を満たすべき開始時点を「本契約日時点」とします。

●確認方法

「本契約日時点で」営業所専任及び他の工事の配置技術者となっていないことを確認します。

※書面による技術提案を提出した日において、配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、工期の終期確認のため、現に従事している工事の契約書（当初契約書及び工期変更している場合は変更契約書）の写しの提出が必要となります。

●適用日

- ・ 平成26年4月1日以降の公告分から適用